

昭和二十五年農林省令第三十五号

森林病虫害等防除法施行規則

松くい虫等その他の森林病虫害虫の駆除予防に関する法律（昭和二十五年法律第五十三号）に基き、松くい虫等その他の森林病虫害虫の駆除予防に関する法律施行規則を次のように定める。

（破碎の基準）

第一条 森林病虫害虫等防除法（以下「法」という。）第二条第六項の農林水産省令で定める基準は、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となるように破碎を行うこととする。

（公表の方法）

第一条の二 法第三条第五項の規定による公表は、省令の公布と同一の方法により、法第五条第四項において準用する第三条第五項の規定による公表は、都道府県の条例の公布と同一の方法によつてしなければならない。

（命令書の交付に代わる公告）

第二条 法第三条第十項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、法第三条第五項第一号の区域の属する市町村又は特別区の事務所の掲示場に交付すべき命令書の内容を掲示してしなければならない。

（身分を示す証票）

第三条 法第六条第二項の規定による証票は、別記様式による。

（被害が拡大するおそれがある場合）

第三条の二 法第七条の五第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域が他の都道府県の区域に隣接している場合であつて、当該他の都道府県において被害が生じていない場合
- 二 法第三条第二項又は第三項の規定による命令（当該年度又はその前年度にされたものに限る。）の区域の存する都道府県が、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定又は変更しようとする場合

（通報の内容）

第四条 法第十二条の通報は、左に掲げる事項を文書又は口頭によつてするものとする。

- 一 森林病虫害等の発生している区域及びその被害状況
- 二 森林病虫害等の種類
- 三 その他必要な事項

附 則

この省令は、松くい虫等その他の森林病虫害虫の駆除予防に関する法律の施行の日から、施行する。

附 則 （昭和二十七年四月九日農林省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十二年九月二十八日農林省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十三年七月五日農林省令第四九号） 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年三月二十八日農林水産省令第一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成十二年九月一日農林水産省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年五月三〇日農林水産省令第五七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の森林病虫害虫等防除法施行規則別記様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の森林病虫害虫等防除法施行規則別記様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二十三年八月一日農林水産省令第四八号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第二十二条の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二十七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二二日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(表面)

森林病虫害等防除法第六条第二項の規定による証票

第 号
令和 年 月 日交付

写真

第六條 農林水産大臣又は都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又は

そのまん延を防止するため必要があるときは、当該官吏又は森林害虫除防員に、森林その他樹木が生育している土地、苗畑又は船車若しくは貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を蔵置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のために必要な最少量に限り、枝葉、樹皮若しくは包装又は指定種苗を取去させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は取去をする当該官吏及び森林害虫防除員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とし、中央点線のところから二つ折りとすること。